

医科点数表第2章第10部手術の通則の5および6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術件数

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 件

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	38 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	パチロ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

4. 区分4に分類される手術

腹腔鏡下胆嚢摘出術 2件

5. その他に区分される手術

ア	人工関節置換術	47 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	パチロ-スメーカー移植及びパチロ-スメーカー交換術（電池交換を含む）	1 件
エ	冠動脈、大動脈パチロ-スメーカー移植術及び体外循環を要する手術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術および経皮的冠動脈ステント留置術	2 件

※ 各当該手術は2024年1月1日から12月31日までの症例数（手術件数）を記載しております